様式第百六の次に次の様式を加える。

様式第百六の二（第二百四十九条の六関係）

105mm

収　去　証

1　収去の相手方の住所又は営業所所在地

2　収去の相手方の氏名又は法人の名称

3　品名及び数量

4　収去場所

薬事法第76条の８第１項の規定に基づき、上記のとおり収去する。

年　月　日

収去者　薬事監視員（麻薬取締官又は麻薬取締員）職　氏　名　㊞

所属局部課

148mm

備　考

附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成二十五年十月一日から施行する。ただし、第百九十七条第二項及び第二百条の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

3　この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

○国土交通省令第七十三号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第四十一条（同法第九十九条において準用する場合を含む。）、第七十五条の二第一項及び第七項並びに第七十五条の三第一項の規定に基づき、道路運送車両の保安基準及び装置型式指定規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年八月三十日　　国土交通大臣　太田　昭宏

道路運送車両の保安基準及び装置型式指定規則の一部を改正する省令

（道路運送車両の保安基準の一部改正）

第一条　道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）の一部を次のように改正する。

第十二条第二項中「（専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員十人未満のもの（二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに最高速度二十五キロメートル毎時未満の自動車を除く。）を除く。）の車両重量の二分の一を当該被牽引自動車の車両総重量が超えない」を「が、当該被牽引自動車を連結した状態において、走行中の牽引自動車及び被牽引自動車が確実かつ安全に減速及び停止を行うことができるものとして、制動性能に関し告示で定める基準に適合する制動装置を備えた」に改める。

（装置型式指定規則の一部改正）

第二条　装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）の一部を次のように改正する。

第二条中第三号の三を第三号の四とし、第三号の二を第三号の三とし、第三号の次に次の一号を加える。

三の二　法第四十一条第三号の操縦装置のうち操作装置（自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。）に備えるものに限る。）

第二条第四号の三の次に次の一号を加える。

四の四　法第四十一条第四号の制動装置（二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車に備えるものに限る。）

第二条第五号中「及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、最高速度二十五キロメートル毎時以下の自動車並びに被牽引自動車を除く。）であって車両総重量三・五トン以下のもの」を削り、同条第五号の二を次のように改める。

五の二　法第四十一条第四号の制動装置（貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、最高速度二十五キロメートル毎時以下の自動車並びに被牽引自動車を除く。）であって車両総重量三・五トン以下のものに備えるものに限る。）

第二条中第五号の七を第五号の八とし、第五号の三から第五号の六までを一号ずつ繰り下げ、第五号の二の次に次の一号を加える。

五の三　法第四十一条第四号の制動装置（専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、最高速度二十五キロメートル毎時以下の自動車並びに被牽引自動車を除く。）であって乗車定員十人以上のもの、貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、最高速度二十五キロメートル毎時以下の自動車並びに被牽引自動車を除く。）であって車両総重量三・五トンを超えるもの及び被牽引自動車（最高速度二十五キロメートル毎時以下の自動車により牽引されるものを除く。）に備えるものに限る。）